

新年のお慶びを申し上げます。

皆様のご健勝を祈念申し上げます。

研究生活に入り、職業訓練と関係深い徒弟制について調べ、考える度に様々な疑問が出ていましたが、それらを纏めてみようと思いました。「徒弟」は明治初期まで「門徒弟子」の略語であり、旧民法原案に「徒弟契約」があつたが「坊主見タイ」と批判され「習業契約」となつたこと、片山潜が日本で初めて「労働者を教育することが徒弟制度だ」と主張したことから始まり、戦後の「労働基準法」の審議会委員長だった末弘巖太郎が「技能者養成規程」は「新徒弟制度だ」と解説したことまでを繋いでみました。そして、昭和33年の「職業訓練法」は昭和14年のILO「徒弟制度に関する勧告」の概念を企業内訓練に引き継いでいましたが、昭和44年の新「職業訓練法」はそれも完全に断ち切つてしまい、今日に続いています。トランプはアブレンティスとの映画があつたからか、アメリカでのブルーカラービリオネア現象のためか、アメリカ政府は"Apprenticeship"を人材育成戦略に組み込むということで、新たな疑問が生まれました(>_<)

二〇二六年正月

田中 萬年

